

～通いの場・サロン事業～ NO.2

「通いの場・サロン」を運営する団体へ運営費の一部を助成します。

助成の対象となる「団体」、「活動」の要件

- ☐ 地域の高齢者の誰もが気軽に参加できること。（参加者が限定される活動でないこと）
- ☐ 体操、茶話会、認知症予防、趣味活動などの介護予防、地域づくりを目的とした集まりであること。（営利目的や政治・宗教的な活動が目的でないこと）
- ☐ 1 回あたりの参加人数（担い手等を含む）が、5 名以上見込まれ、半数以上が 65 歳以上（年度末年齢）の人であること。
- ☐ 1 回あたりの活動が 60 分以上であること。
- ☐ 代表者を 1 名置くこと。
- ☐ 参加者の身近な場所（地区内の集会所等）で開催すること。
※ただし、福祉の会単位で実施する場合は、コミュニティセンター等でも差し支えない。
- ☐ 開催場所、日時、活動内容などを市の広報誌などに掲載することに同意できること。
- ※同一行政区内での助成団体数の制限はないが、助成金額は 1 行政区あたり 300,000 円を限度とする。（同一区内で複数の団体がある場合は区内で調整して申請をすること。）

助成基準（開催 1 回あたり）

※助成上限回数 48 回

参加人数	交付基準額	対象となる経費
5～20 人	@4,000 円	・ 講師謝礼 ・ 使用料及び賃借料（会場使用料、物品レンタル料等） ・ 備品購入費（机、椅子、DVD プレイヤー等） 注：10,000 円以上の備品は事前に協議
21～30 人	@5,000 円	・ 消耗品費（文房具、ティッシュペーパー等） ・ 印刷費（チラシやプリント等のコピー代） ・ 保険料（活動時の事故の備え） ・ 食糧費（茶菓子代等）…① ・ 賄材料費（調理実習等、活動に必要な食材費）…② ①②は 1 人あたり合わせて 200 円までとする。
31 人以上	@6,000 円	※運営スタッフの人件費や会場の修繕費用、参加者の送迎費、記念品・祝い品の購入費については対象外とする。 <u>※対象経費となるか不明な場合は必ず事前にご相談ください。</u>

注意：使った経費が交付基準額より少ない場合は、使った経費分が助成の金額になります。

また、他の制度による助成金、補助金等を受けている経費は対象外となります。

(例)12 回開催（年間）、毎回 15 人程度参加、参加延べ人数は 180 人（年間）

助成金額 @4,000 円（5~20 人） × 12 回（実施回数） = **48,000 円**

助成金交付額は **48,000 円**と**実際に使った金額**の少ない方の金額となります。

ただし、**食糧費**として対象となる金額は

@200 円 × 180 人（参加延べ人数） = **36,000 円** となります。

助成金の交付方法

①精算払い（事業終了後に助成金の交付申請する）

②概算払い（事業実施前に概算で助成金交付申請し、終了後精算する）

通いの場・サロンでフレイル予防！

～社会とのつながりを失うことがフレイルの最初の入り口です。～

フレイルとは加齢とともに心身の活力（筋力・認知機能・社会とのつながり）が低下してきて、「健康」と「要介護」の中間の状態にあることをいいます。多くの人がフレイルを経て介護が必要になってきます。フレイルを予防することが健康寿命を延ばす重要なカギとなっています。

通いの場・サロンでの活動・交流を通して、フレイル予防に取り組みましょう。

相談・申請窓口

通いの場・サロン事業を実施する場合は、事前に「通いの場・サロン実施申請書」の提出をお願いします。申請書類は坂井市社会福祉協議会窓口にてお受け取りください。

坂井市社会福祉協議会（本部） TEL：68-5070 FAX：67-2807

支部	住所	電話	FAX
みくに支部	三国町楽円 53-16-1	82-1170	82-1593
まるおか支部	丸岡町西里丸岡 12-21-1	68-5060	67-2950
はるえ支部	春江町江留中 10-15-1	51-4545	51-6269
さかい支部	坂井町下新庄 18-3-1	67-0699	67-2807

※本事業は、坂井市高齢福祉課から坂井市社会福祉協議会へ業務の一部を委託し運営しています。

坂井市高齢福祉課 TEL：50-3040 FAX：68-0324